

仕様書 (R 8 農山 設計単価基礎資料作成業務)

(適用範囲)

第 1 この仕様書は、徳島県が実施する「R 8 農山 設計単価基礎資料作成業務（以下「調査」という。）」に適用する。

(調査の目的)

第 2 この調査は、徳島県内における農業土木、森林土木工事に用いる資材の実勢価格を調査し、設計資材単価を得ることを目的とする。

(調査業務内容)

第 3 本調査業務では、物価資料未掲載資材の特別調査を実施するものとする。

(物価資料未掲載単価データの作成作業)

第 4 物価資料未掲載単価データの作成作業は次のとおり実施するものとする。

(1) 物価資料未掲載資材（別紙に記載）について、徳島県内における実勢価格を調査分析し、資材単価を設定する。また、指定したエクセル様式へデータ入力を行う。

ア 調査条件

調査する価格は、原則として徳島県内において民間企業（工事業者等）に販売される「実勢価格」として決定し、取引実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同資材の周辺価格、経済動向等を十分調査の上、厳正に決定しなければならない。

イ 調査回数

調査回数は 2 回とする（令和 8 年 9 月、令和 9 年 3 月）。

また、報告期限については、「第 8 成果品の報告」に示すとおりとする。ただし、契約期間内に調査対象品目において、市況の価格変動があった場合は書面により報告しなければならない。

ウ 荷渡し条件

荷渡し条件は、現場着単価とする。ただし、これにより難しい資材の場合は、通常行われている商習慣に従って、工場渡し及び問屋倉庫渡し等とする。

エ 決済条件

決済条件は、現金決済を条件とする。

オ 調査方法

調査方法は、調査対象業者（生産者、商社及び需要者）を訪問して行う「面接調査」を原則とするが、電話、Web 会議等による「通信調査」も可能とする。

カ 価格の決定

調査の結果、取引が最も多かった価格（最頻値）を調査価格の代表値とするが、決定に当たっては、市況の動向等を踏まえ、総合的に十分に審査を行った上決定するものとする。

キ 消費税の取扱い
税抜き価格とする。

(2) 価格プロセスの確認

受注者は、業務契約期間中に発注者による価格設定プロセスの確認を受けなければならない。なお、確認回数は1回以上とする。

ア 価格決定説明書

調査対象事業者の選定（規模、業者数、取引高、販売エリア）
価格調査を行ったメーカー等の価格調査票（資材品目、規格、価格等）
調査価格の信頼性判定
最終価格の決定

イ 受注者内部の審査状況

内部の審査結果及び内部審査資料

ウ その他、発注者の指示する資料

（管理技術者及び担当技術者）

第5 受注者は、契約書第5条で定める管理技術者及び管理技術者の下で発注者から示された業務を適切に遂行する者（以下「担当技術者」という）として、2名を定めるものとする。契約締結後、書面によりその氏名その他必要な事項を土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に発注者に通知しなければならない。管理技術者及び担当技術者を変更したときも同様とする（様式自由）。

なお、管理技術者及び担当技術者の要件については次のとおりとする。

(1) 管理技術者

ア 手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ契約件数が10件未満であること。

イ 同種業務(注1)又は類似業務(注2)について、令和3年度以降から入札公告日までの間に業務を完了した実績を有すること。

※注1 同種業務とは、「公共事業積算に係る材料単価の価格調査に関する業務」とする。

※注2 類似業務とは、「建設関連分野の価格に関する統計調査に関するもので、対面方式で調査対象データ数が1000以上（1業務当り）の規模の業務」とする。

ウ 受注者との間に直接的、恒常的な雇用関係があること。

(2) 担当技術者

ア 同種業務又は類似業務について、令和3年度以降から入札公告日までの間に業務を完了した実績を有すること。

イ 受注者との間に直接的、恒常的な雇用関係があること。

（打合せ）

第6 打合せは、当初、中間1回及び最終の3回とする。

（再委託の禁止）

第7 軽微な業務を除き、再委託は禁止する。「軽微な業務」とはコピー、ワープロ、印

刷、製本及び資料整理とする。

（農林水産省及び県土整備部との整合）

第 8 資材の各品目の価格は、農林水産省及び徳島県県土整備部との整合を図ること。

（成果品の報告）

第 9 報告様式、報告期限については次のとおりとする。ただし、発注者が成果品の報告期限前に調査価格の提出を指示した場合には、受注者は指示された期限までに提出しなければならない。なお、これにより難しい場合は、発注者と受注者が協議して定める。

（１）報告は図書及び電子媒体（ＣＤ－Ｒ）とし、提出部数は図書２部、ＣＤ－Ｒ１部とする。

（２）報告図書様式は別途指定する。

（３）報告期限は次のとおりとする。

９月調査資材 令和８年９月２４日（木）

３月調査資材 令和９年３月２４日（水）

（過失）

第 10 受注者は、業務完了後であっても、受注者の原因による疎漏、過失が認められた場合には、発注者が必要と認める訂正、補正等の措置を講ずるものとする。

（報告書の充足）

第 11 本仕様書は、業務に必要な諸元と資料のうち必要な事項を示したものであり、これに記載されていない事項についても業務上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

（その他）

第 12 この調査で得られた資材単価については、閲覧に供することとしている。